

表彰規定

1 日本学生野球協会よりの表彰

最終学年の選手かつ卒業見込みのもので、品行・野球技能・学業成績ともに生徒として範とするに値するものは、学校長より愛媛県高等学校野球連盟に申請する。該当者1名を審議の上、日本高等学校野球連盟に推薦し、日本学生野球協会で選考の上表彰される。

2 日本高等学校野球連盟よりの表彰

野球部及び選手・部員が人命救助・消火活動に協力するなど、善行のあったものは愛媛県高等学校野球連盟より推薦し、審議の上日本高等学校野球連盟より表彰される。

3 愛媛県高等学校野球連盟よりの表彰

(1) 愛媛県高等学校野球連盟は、本県高等学校野球の健全な発展を図ることを目的に、次の各項に該当するものを表彰する。

ア 春季大会

優勝校には賞状・優勝旗・優勝盾を、準優勝校には賞状・準優勝盾を与える。優勝旗は持ち回りとし、翌年の同大会で返還する。

イ 夏季大会

優勝校には賞状・優勝旗・優勝盾・優勝メダルを、準優勝校には賞状・準優勝盾・準優勝メダルを与える。優勝旗は持ち回りとし、翌年の同大会で返還する。

ウ 秋季大会

優勝校には賞状・優勝旗・優勝盾を、準優勝校には賞状・準優勝盾を与える。優勝旗は持ち回りとし、翌年の同大会で返還する。

エ 新人大会

東・中・南予各地区で行い、優勝校には賞状・優勝旗を、準優勝校には、賞状を与える。優勝旗は持ち回りとし、翌年の同大会で返還する。

オ 一年生大会

東・中・南予各地区で行い、優勝校には賞状を与える。

カ 応援優秀校（夏季大会）

応援規定を守り立派な応援に終始し、広く他の模範となった生徒応援団に対し、品位・統制・創意工夫などについて審議の上 賞状を与える。

キ 加盟校の中で、全国大会（選抜大会・選手権大会・国民体育大会・明治神宮大会）において優勝または準優勝、本連盟の名声を高揚した学校に賞状および記念品を与える。

ク 加盟校の中で、部活動において特に功績が顕著な部員に対して賞状及び記念品を与える。

ケ 本連盟の振興発展に長年尽力し、特に功労が顕著な者に対して賞状及び記念品を与える。

(2) (1)のカ・キ・ク・ケについては、本連盟理事をもって組織する表彰審議会において審議の上決定する。

ア (1) のクについては、表彰者推薦基準を次のとおり定める。

(ア) 表彰は最終学年とし、卒業見込みのある部員とする。但し、高等専門学校の部員は第3学年終了時とする。

(イ) 学業成績および品行とも良好で他の範となっている部員より選考する。

(ウ) 在学中に懲戒訓戒の処分を受けていない部員より選考する。

(エ) 野球技能については、次の項目を参考にする。

a 各種大会において好成績を収めることに特に功績があった者を候補者とする。

b その他特に活躍した部員については、具体的な活動記録を考慮する。

c その他の基準については、表彰審議会において適宜審議し、決定する。

(3) (2)のアの表彰者推薦を希望する学校は、学校長より表彰者推薦内申書を11月末日までに本連盟会長に提出する。

ア 表彰者選考手順は、次の要領で行う。

(ア) 東・中・南予各地区部長会は、表彰者推薦内申書に基づいて推薦者に順位をつける。

(イ) 表彰審議会は、各地区部長会の資料に基づき、上位の部員より審議し表彰者を決定する。なお、表彰者は原則として10名以内とする。

(4) 表彰審議会の決定に基づいて、本連盟会長が表彰者に賞状及び記念品を与える。

(5) その他表彰に関する事項は、表彰審議会を経て本連盟会長が決定する。

(6) 表彰者内申書は、別紙様式による。(様式参照)

付則 この規定は、昭和47年度より施行する。

付則 この規定を、昭和55年3月31日に改定し、昭和55年度から施行する。

付則 この規定を、平成9年8月29日に改定し、平成9年8月30日から施行する。

付則 この規定を、平成16年8月28日に改定し、平成16年8月29日から施行する。